

独立行政法人

名	称	所 在 地 等	法人の目的及び業務の概要
独立行政法人 自動車技術総合機構	北陸信越検査部	〒950-0961 新潟市中央区東出来島14-26 TEL 025(282)1330 FAX 025(283)5558	(目 的) 国が行っている自動車検査における保安基準の適合性審査及びこの業務に付帯する業務を実施し、自動車の安全確保や環境の保全を図ることを目的として、平成14年7月に設立された。 平成28年4月1日付けで「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成27年法律44号)が施行されたことに伴い、旧自動車検査独立行政法人(検査法人)と旧独立行政法人交通安全環境研究所(交通研)2法人が統合し、新たに独立行政法人自動車技術総合機構が発足した。 (業 務) ☐ 保安基準の適合性審査(自動車が国が定める保安上又は、公害防止の技術基準に適合するかどうかの審査) ☐ 上記業務に付帯する業務
	長岡事務所	〒940-1104 長岡市摂田屋町2643-1 TEL 0258(22)3382 FAX 0258(22)3487	
	富山事務所	〒930-0992 富山市新庄町馬場82 TEL 076(491)6637 FAX 076(423)5509	
	石川事務所	〒920-8213 金沢市直江東1丁目1番 TEL 076(290)7001 FAX 076(290)7010	
	長野事務所	〒381-0037 長野市西和田1丁目35-4 TEL 026(243)5542 FAX 026(244)1462	
	松本事務所	〒399-0014 松本市平田東2丁目5-10 TEL 0263(58)0520 FAX 0263(86)4751	

独立行政法人 その2

②

名	称	所 在 地 等	法人の目的及び業務の概要
独 立 行 政 法 人 自 動 車 事 故 対 策 機 構	新潟主管支所	〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館2階 TEL 025(283)1141 FAX 025(283)1143	(目 的) 昭和48年7月法律第65号により、自動車事故発生の防止と自動車事故による被害者保護の増進を目的として運輸大臣の認可を受け政府出資法人自動車事故対策センターとして設立されたが、平成15年10月に独立行政法人に組織替えされ、独立行政法人自動車事故対策機構となった。 (業 務) ☐ 自動車事故の発生防止 (1)運行管理者等の指導講習 (2)運転者の適性診断・カウンセリングの実施 (3)安全マネジメントに係るコンサルティング (4)自動車アセスメント情報の提供 ☐ 自動車事故による被害者保護の増進・重度後遺障害者の援護 (1)介護料の支給 (2)療護施設の設置・運営 ☐ 交通遺児等の援護 (1)育成資金の無利子貸付 (2)家庭相談・友の会の運営 ☐ 自賠責制度の周知宣伝等
	長野支所	〒381-8556 長野市南長池710-3 長野県トラック会館2階 TEL 026(480)0521 FAX 026(263)1570	
	石川支所	〒920-8213 金沢市直江東1-2 石川県自動車会館2階 TEL 076(239)3207 FAX 076(239)3208	
	富山支所	〒939-2708 富山市婦中町島本郷1-5 富山県トラック会館1階 TEL 076(421)1631 FAX 076(421)1637	

名	称	所 在 地 等	法人の目的及び業務の概要
軽自動車検査協会	新潟主管事務所	〒950-0868 新潟市東区紫竹卸新町1927番地12 TEL 050(3816)1850 FAX 025(279)2451	(目 的) 昭和47年法律第62号により軽自動車の検査を行うことを目的として、運輸大臣の認可を受けた全額政府出資の特殊法人として設立されたが、昭和62年法律第40号により民間法人化が決定され、同年10月1日、無資本法人となった。 (業 務) ☐ 軽自動車の検査事務 ☐ 軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務 ☐ 軽自動車に係る自動車税の納付の確認の事務 ☐ 軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険契約又は自動車損害賠償責任共済契約の締結の確認の事務 ☐ 前各項の業務に附帯する業務 ☐ 前各項に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務 (注) 二輪の軽自動車等を除く。
	新潟主管事務所 長岡支所	〒940-1163 長岡市平島1丁目3番地 TEL 050(3816)1851 FAX 0258(86)6874	
	長野事務所	〒381-0037 長野市西和田1丁目38番1号 TEL 050(3816)1854 FAX 026(239)7074	
	長野事務所 松本支所	〒399-0014 松本市平田東2丁目1番11号 TEL 050(3816)1855 FAX 0263(85)3105	
	富山事務所	〒930-0936 富山市藤木520番の1 TEL 050(3816)1852 FAX 076(423)8462	
	石川事務所	〒920-8213 金沢市直江東2丁目123番地1 TEL 050(3816)1853 FAX 076(208)5534	

特殊法人 その2

④

名	称	所 在 地 等	法人の目的及び業務の概要
日本小型船舶検査機構	新潟支部	〒950-0066 新潟市東区長者町6-1 TEL 025(279)3690 FAX 025(279)3691	(目 的) 昭和48年法律第80号により小型船舶の検査を行うことを目的として、運輸大臣の認可を受けた全額政府出資の特殊法人として設立されたが、昭和62年法律第40号により民間法人化が決定され、同年10月1日無資本法人となった。 (業 務) ☐ 小型船舶の検査及びその検査に基づく証書等の交付 ☐ 小型船舶に係る物件についての型式承認に関する決定及びその検定に基づく証明書の交付 ☐ 船舶安全法非適用船に対する安全標準の作成及び検査 ☐ 小型船舶の堪航性の向上及び人命の安全の保持に関する技術基準の調査、資料の収集及びその解析 ☐ 小型船舶の技術基準又は諸標準の策定のための試験研究 ☐ 小型船舶のレーダー、造修又は整備事業者等に対する点検、整備等の指針の作成 ☐ 小型船舶の登録及び測度 ☐ 小型船舶用原動機放出量確認
	金沢支部	〒920-0027 金沢市駅西新町2-15-37 コーワ102ビル2階 TEL 076(222)2645 FAX 076(222)2647	

特殊法人 その3

⑤

名	称	所 在 地 等	法人の目的及び業務の概要
船員災害防止協会	北陸信越支部	〒950-0078 新潟市中央区万代島9-1 (佐渡汽船ターミナルビル5階) TEL 025(245)3555 FAX 025(247)0453	(目 的) 昭和42年法律第61号により船員の安全の確保及び船内衛生の向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止することを目的として、厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けて、船舶所有者及びその団体が設立した法人である。 (業 務) ☐ 船舶所有者又はその団体等が行う船員災害防止のための活動についての指導、援助 ☐ 船員災害防止規定の設定 ☐ 安全衛生教育及び講習の実施とそのための施設の設置及び運営 ☐ 船内作業に必要な機械、器具についての試験、検査及び安全衛生保護具の認定 ☐ 船員災害防止対策等に関する調査、情報及び資料の収集とその提供 ☐ 船員災害防止に関する広報活動
	北陸信越支部 伏木地区支部	〒930-0096 富山市舟橋北町4-19 (森林水産会館 県漁連内) TEL 076(432)6222 FAX 076(433)6610	
	北陸信越支部 七尾地区支部	〒926-0015 七尾市矢田新町二部162-3ポートサイド七尾4階 (北陸曳船(株)内) TEL 0767(53)8211 FAX 0767(53)8344	